

議案第 3 号

茂原市指定文化財の指定について

茂原市教育委員会は、茂原市文化財の保護に関する条例(昭和 47 年茂原市条例第 68 号)第 3 条第 1 項の規定により、茂原市指定文化財として次のとおり指定する。

令和 2 年 2 月 1 7 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

(1)

種 別	有形文化財（古文書）
名 称	篠崎家文書
所 在 地	茂原市高師 1 3 4 5 番地 1
所 有 者	茂原市立美術館・郷土資料館
管 理 者	茂原市立美術館・郷土資料館

(2)

種 別	有形文化財（彫刻）
名 称	龍鑑寺欄間彫刻三面
所 在 地	茂原市七渡 2 0 2 6 番地
所 有 者	宗教法人 龍鑑寺
管 理 者	宗教法人 龍鑑寺

提案理由 教育委員会の諮問により、文化財審議会において審議した結果、茂原市指定文化財に指定することに異議がないとの答申を得たので、茂原市指定文化財に指定するものです。